

奈労基発1120第1号  
平成27年11月20日

事業者 殿

奈良労働局労働基準部長

化学物質に係る法令改正の自主点検について

日頃から労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号）に基づき、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が制定され、平成28年6月1日から適用されることとなっています。

本改正の趣旨は、人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものです。（別紙1）

また、平成27年8月12日に公布された労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第294号）及び9月17日に公布された労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第141号）により、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質とする等の改正が行われ、平成27年11月1日から施行されています。（別紙2及び3）

上記の化学物質に係る法令改正を受け、奈良労働局では、化学物質の使用状況及びリスクアセスメントの実施状況について通信調査を実施することとしました。

つきましては、貴事業場の化学物質の取扱状況につきまして、別添の自主点検票に御記入の上、平成27年12月18日（金）までに奈良労働局健康安全課あてファックス等で送付いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

FAX 返信先

奈良労働局健康安全課（FAX:0742-32-0212）

（郵送による場合は、〒630-8570 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎）

## 自主点検の回答にあたりまして

別添自主点検票は、譲渡提供者向けのA面と、使用者向けのB面に分かれています。貴事業場が、

- ①化学物質の譲渡提供者（化学物質の製造、輸入などを行っている）の場合  
別添自主点検票のA面をご記入の上、ご返信ください。
- ②化学物質の使用者（他事業場から化学物質の譲渡を受けて使用している）の場合  
別添自主点検票のB面をご記入の上、ご返信ください。
- ③化学物質を製造、使用等していない場合  
別添自主点検票のB面の1に「いいえ」をチェックし、事業場名、点検日、連絡先、担当者職氏名をご記入の上、ご返信ください。

### 参考：化学物質のリスクアセスメントの規制の概要

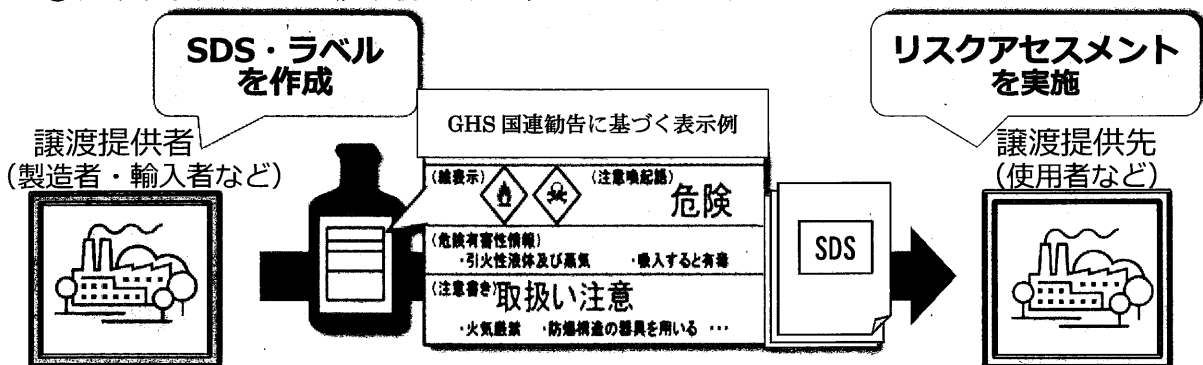
#### 1. 改正の趣旨

人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者および労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するものです。

#### 2. 規制の概要

労働安全衛生法施行令別表第9に掲げる640の化学物質及びその製剤について、次の3つの対策を講じることが柱となります。

- ①譲渡または提供する際の容器または包装へのラベル表示
- ②安全データシート（SDS）の交付
- ③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメント



平成28年6月1日以降は、譲渡提供者（製造者・輸入者など）におかれましては、上記のうち①（ラベル表示）、②（SDSの交付）\*を行う必要があるものです。

譲渡提供先（使用者など）におかれましては、上記のうち③（リスクアセスメント）を行う必要があるものです。 \*SDSの交付については、既に義務化されています。

**F A X 送信先 : 0 7 4 2 - 3 2 - 0 2 1 2**

奈良労働局健康安全課あて※番号のお間違えにご注意ください

**A 面**

**(譲渡提供者 (製造・輸入者など) 向け)  
化学物質のSDS交付状況の自主点検票**

事業場名	点検実施日
連絡先 (電話番号)	担当者職氏名

1. 譲渡している化学物質は何ですか。労働安全衛生法第57条の2に基づく、SDS (安全データシート) の交付義務対象物質に当たりますか。  
※SDS制度の概要や物質一覧は厚生労働省のホームページで確認できます。  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

⇒SDS対象物に該当するかどうか、「職場のあんぜんサイト」でも検索できます。

化学物質名	製品名	
( ) ( )	( )	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
( ) ( )	( )	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
( ) ( )	( )	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
( ) ( )	( )	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
( ) ( )	( )	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない

2. これらの製品を譲渡・提供する際、SDSを交付していますか。  
※譲渡提供先が承諾した場合、FAXやHP閲覧等の方法でも問題ありません。

はい  いいえ

\*はいの場合、該当に○印

- (1) SDS交付義務対象物質かどうかにかかわらず、GHS分類がついた化学物質を含有する製品について交付している。
- (2) SDS交付義務対象物質を含有する製品については、全て交付している。
- (3) 譲渡・提供先から要求がある場合のみ、交付している。

**F A X 送信先 : 0 7 4 2 - 3 2 - 0 2 1 2**

奈良労働局健康安全課あて※番号のお間違えにご注意ください

**B 面**

(使用者向け)

**化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票**

事業場名	点検実施日
連絡先 (電話番号)	担当者職氏名

1. 事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、点検終了
2. その製品にSDS (安全データシート) は添付されていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ⇒いいえの場合、納入元から 入手してください
3. その化学物質は何ですか。法令上①~③のどれに当てはまりますか。 ①特定化学物質・有機溶剤 ②①以外のSDS対象物 ③その他	⇒SDSの「15.適用法令」の 欄を確認! または「職場の あんぜんサイト」などで検索! <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③
4. その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施 したことはありますか。 はいの場合、5へ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5. リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6. SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ